

奨学金返還の助成

若者の人材確保および町への移住定住を促進するため、人材不足が著しい鳥取県内の対象業種に就職した人の奨学金の返還の一部を助成します。

なお、助成を受けるには、就職前に「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」（県助成金）の認定を受ける必要があります。

応募要件

次の①～⑤すべてに当てはまる人

- ① 県助成金の交付決定を受けている
- ② 前年度奨学金の返還がある
- ③ 鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職し、今年度就職9年度目以内である
- ④ 伯耆町に住所がある
- ⑤ 町税の滞納がない

対象業種

- ・ 製造業 ・ 情報通信業 ・ 薬剤師の職域 ・ 建設業 ・ 建設コンサルタント業
- ・ 旅館、ホテル業 ・ 民間の保育士、幼稚園教諭の職域
- ・ 農林水産業（法人等又は農林水産業協同組合）

申請期限

令和6年7月31日（水）

※助成金額・期間等、詳しくは伯耆町ホームページをご覧ください。

▼詳しくはこちら
（町ホームページ）



申請・問い合わせ先

企画課 町づくり推進室 ☎ 0859-68-3113

相続登記の申請の義務化

令和6年4月から、相続によって不動産を取得した相続人に対して、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられます。これは、すでに発生している相続も対象となります。

また、一定の条件を満たす土地は、相続登記の登録免許税が免除されます。（令和7年3月31日まで）

登記についての相談・手続きは、鳥取地方法務局米子支局または鳥取県司法書士会へお尋ねください。

◆鳥取県司法書士会

電話：0857-24-7013

相談専用ダイヤル：0857-27-4165

（平日13:00～16:00）



司法書士会ホームページ

◆鳥取地方法務局米子支局

電話：0859-22-6162

鳥取地方法務局
ホームページ



問い合わせ先

鳥取地方法務局米子支局

☎ 0859-22-6162

給与支払者向け 定額減税説明会の開催

◆と き：4月25日（木）※2回開催

①10:30～11:30 ②13:30～14:30

◆と ころ：鬼の館ホール

◆内 容：・制度の概要、事務手続きなどの説明
動画上映
・制度の補足説明

◆参加費：無料

◆定 員：各回200人

◆申し込み：事前申し込みが必要です。

◆申込方法：①国税庁LINE公式アカウントを
友だち追加

②メニューから申し込み

◆持 ち 物：国税庁パンフレット「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」



▲LINE友だち追加は
こちら



▲定額減税特設サイト
はこちら

問い合わせ先

米子税務署 法人課税第一部門

☎ 0859-57-3311